

有望品種の選定に関する要領

制定 令和 7 (2025) 年 12 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、県産農産物の競争力強化に資する品種(以下「有望品種」という。)を選定するため必要な事項を定めるものとする。

(有望品種の対象)

第 2 条 有望品種の対象作物は、稲とする。

(有望品種の指定)

第 3 条 有望品種は、次に掲げる事項の全てに適合すると認められる品種または品種群とし、第 5 条に基づき関係者からの意見を聴取し、知事が指定するものとする。

- (1) 安定的な販路が確保され、標準的な品種と概ね同等以上の所得が得られるもの
- (2) 過去 3 年間に県内での作付け実績があるもの
- (3) 県内で 100ha 以上作付けされており、5 年以内に 20%以上の作付面積の拡大が見込まれるもの

(有望品種の指定の解除)

第 4 条 知事は、有望品種が次に掲げる事項のいずれかに適合すると認められるときは、第 5 条に基づき関係者からの意見を聴取し、当該指定を解除することができるものとする。

- (1) 新たな有望品種によって代替が可能であること
- (2) 認定後の作付面積の拡大が見込まれず、改善計画が策定され、それに基づく栽培技術指導を 3 年間実施してもなお作付面積の拡大が見込まれないこと
- (3) 当該品種の種子の調達の見込みがないこと
- (4) その他当該指定を解除すべき事由があること

(意見の聴取)

第 5 条 知事は、有望品種の指定又は解除に関し、関係者から意見を聴くため、有望品種意見聴取会（以下、「意見聴取会」という。）を設置するものとする。

(意見聴取会の組織)

第 6 条 第 5 条の意見聴取会は、会長及び委員 20 人以内をもって構成する。

- 2 会長は、栃木県農政部生産振興課長をもってあてるものとする。
- 3 意見聴取会の委員は、別表に掲げる構成団体から推薦された職員等をもってあてるものとする。
- 4 委員の任期は、任命の日から当該年度内の期間とする。

(意見聴取会の招集)

第7条 意見聴取会は、会長が招集する。

2 議長は、委員の互選により選出する。

3 議長は、議事の進行を行う。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見交換等を行うことができる。

(有望品種の原種及び種子の調達)

第8条 有望品種の原種及び種子は、原則として有望品種の生産者が他都道府県等から調達することとし、県では原種及び種子生産は行わないこととする。

(指導及び助言)

第9条 県は、有望品種の生産者に対して、栽培技術等の指導及び助言を適切に行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、有望品種の選定に必要な事項は、知事が別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和7(2025)年12月24日から施行する。

(別表)

構成団体
栃木県農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会栃木県本部
栃木県食糧集荷協同組合
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会
公益社団法人栃木県米麦改良協会
国立大学法人宇都宮大学
栃木県生活協同組合連合会